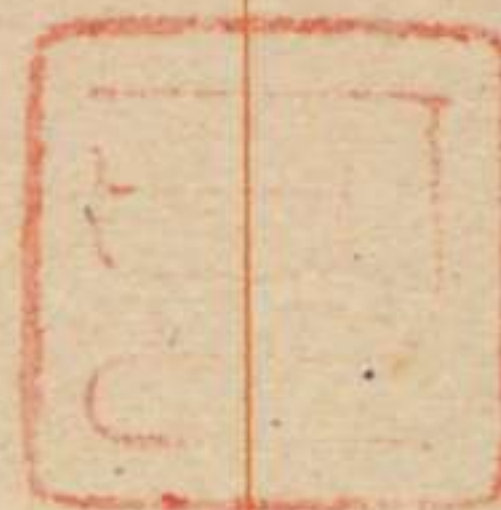


一六

朝鮮総督府咸鏡南道知事岸勇一叙位の件
右謹んで裁可を仰ぐ

昭和二十五年二月二十日

内閣総理大臣吉田 茂



2.20

内閣

今案第一九号

案起

昭和十五年二月十六日

閣議昭和十五年二月二十日施行昭和十五年二月二十日
上奏昭和十五年二月二十日
昭和十五年二月二十日
公布昭和十五年二月二十日

官報不登載

内閣總理大臣

内閣官房長官

總理府事務官

林 國務大臣

山

森 國務大臣

山

鈴木 國務大臣

山

本多 國務大臣

山

雅田 國務大臣

山

稻垣 國務大臣

森谷 國務大臣

山

増田 國務大臣

山

池田 國務大臣

山

大屋 國務大臣

山

青木 國務大臣

山

山口 國務大臣

山

高瀬 國務大臣

山

小澤 國務大臣

山

樋貝 國務大臣

山

從四位に叙する

(朝鮮總督府咸鏡南道知事)正五位

岸 勇一

同前八閏月 一九

從四位に叙する 昭和十八年二月十五日 終 過 昭和二十年四月七日 朝鮮總督府 正五位 岸 勇一
叙 正 五位 三年以上 陞叙高等官一等 威遠南道知事

右文武官叙位進階内則第三條により請議する

昭和二十五年 二月十五日

外務大臣 吉田



内閣総理大臣 吉田 茂 殿

追て本件は昭和二十一年勅令第二百八十七号により別紙帰還調
書記載のとおり内地帰還後満一カ月の期間の満了する日で自然退

外務省

昭和十八年二月十五日終 過 昭和二十年四月七日 朝鮮總督府 正五位 岸 勇一
叙 正 五位 三年以上 陞叙高等官一等 威遠南道知事
格別通知の
もの

夕彩集

官となるものであるから昭和二十年内閣人閣議第九〇七号により
特に退官の前日迄に叙位御祭令を願いたい。

帰還調書

上陸年月日	叙位年月日	退官年月日	氏名
昭和二十五年二月九日		昭和二十五年三月八日	岸 勇 一

官となるものであるから昭和二十年内閣議第九〇七号により
時に退官の前日迄は叙位叙任を離れた

昭和二十五年二月六日		昭和二十五年三月八日	崇 一
七 勲 章 日	除 外 日	退 官 日	丑 辛

勲 章 贈 与



樺太庁警視森平國武外二名叙位の件
右謹んで裁可を仰ぐ

昭和二十五年二月二十日

内閣総理大臣吉田 茂

